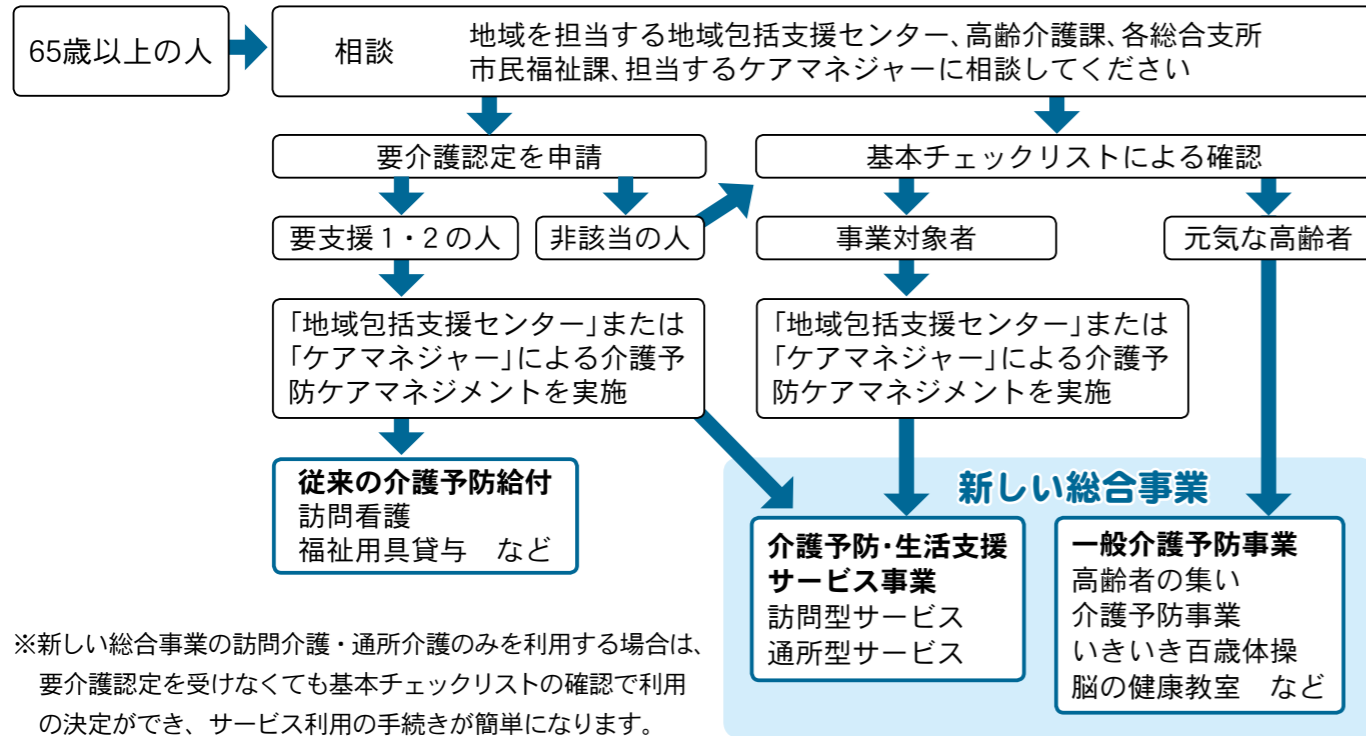


■ 新しい総合事業利用の流れ



※新しい総合事業の訪問介護・通所介護のみを利用する場合は、要介護認定を受けなくても基本チェックリストの確認で利用の決定ができ、サービス利用の手続きが簡単になります。

■ これまでとどのように変わるのか

平成28年9月まで		平成28年10月から	
介護給付 (要介護1~5)	変更なし	介護給付 (要介護1~5)	
介護予防給付 (要支援1・2)	変更あり	介護予防給付 (要支援1・2)	新しい総合事業
◎訪問看護 ◎福祉用具貸与 ◎訪問介護 ◎通所介護	変更あり	◎訪問看護 ◎福祉用具貸与 ◎訪問型サービス ◎通所型サービス ◎通所介護	

※現行の要支援の人に対する介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)が、新しい総合事業に移行します。



高齢者の集い「いきいき百歳体操」



高齢者の集い「介護予防普及啓発(口腔)」

いつまでもいきいきと
住み慣れた大崎市で
暮らすために

10月1日から 介護 総合事業<新しい総

予防・日常生活支援 総合事業>を始めます

■ 相談先

- 古川地域包括支援センター**
古川大宮7丁目2-3 ☎87-3113
担当地域:古川地域(古川・荒雄・志田・西古川・敷玉・高倉)
- 志田地域包括支援センター**
三本木字大豆板24-3 ☎53-1271
担当地域:松山地域、三本木地域、鹿島台地域
- 玉造地域包括支援センター**
岩出山字下川原町100-8 ☎72-4888
担当地域:岩出山地域、鳴子温泉地域
- 田尻地域包括支援センター**
田尻沼部字富岡浦29 ☎39-3601
担当地域:田尻地域、古川北部地域(宮沢・富永・長岡・清滝)

対象 新規または更新の申請者

介護予防・生活支援サービス事業

▼高齢者の集い(お茶っこ会、交流サロン)、▼介護予防普及啓発(運動・口腔・栄養・失禁予防などの講座)、▼いきいき百歳体操、▼脳の健康教室

一般介護予防事業

対象 65歳以上のすべての高齢者

事業内容

サービス事業として、新しい総合事業に移行します。対象者一人ひとりの状況に応じた、これまでよりもサービスの選択幅が広い介護予防事業として、生活を支え、健康づくりの助けをします。

訪問型サービス

▼ホームヘルプサービス(掃除、調理など)▼おうちでリハビリ(短期間)▼配食サービス など

通所型サービス

▼デイサービス など

申請手続きにより、介護保険の要支援1・2の認定を受けた人、または、基本チェックリストにより、生活機能の低下が見られ、事業対象者と判断された人



日本の社会が抱える課題

団塊の世代が75歳以上となる平成37年(2025年)にかけて、日本の社会は、4人に1人が75歳以上となる「超高齢社会」を迎えます。

このとき介護や医療の負担と給付のバランスが崩れることで、社会を支える現役世代の負担はもちろん、高齢者自身の負担も増えることが見込まれるなど、日本の社会が抱える世代を超えた大きな課題となっています。

積極的な介護予防

どれだけ年を重ねても、住み慣れた地で、いつまでもいきいきと安心して暮らし続けたい。

新しい総合事業とは

10月から始まる大崎市の「新しい総合事業」では、65歳以上のすべての人を対象とする「一般介護予防事業」を新たに設けます。また、これまで、介護保険制度の「要支援1・2」に認定された人を対象としてきた「訪問介護」と「通所介護」を、「介護予防・生活支援

平成27年の介護保険法の改正により、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援に力が注がれた「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」が創設されました。

65歳以上のすべての人と、介護保険制度の「要支援1・2」に認定された人が対象となり、要介護状態にならないよう、医療や福祉の関係機関、地域づくりとも連携して、介護予防サービスや各種事業を提供するもので、大崎市では10月から開始します。

今回は、新しい総合事業の概要についてお知らせします。

☎ 高齢介護課 ☎23-2511